

4 豊井地区のまちづくりに関するQ&A

質問 1 土地区画整理事業の廃止により、どのような影響がありますか。

回答 1 土地区画整理事業の廃止に伴い、これまで施行地区内にかかっていた土地区画整理法第76条による建築制限がなくなります。

しかし、場所によっては、都市計画法などの制限がかかる場合があるので、豊井地区内で売買や建築行為などをご検討の際には、豊井地区市街地整備係に一度ご相談ください。

質問 2 中央線ではなく豊井恋ヶ浜線を先に整備するのはなぜですか。

回答 2 中央線の工事から始めた場合、中央線を通行止めにするなどして工事を行うことになり、工事期間となる数年間、豊井地区内やその周辺の道路の混雑が増し、より危険な交通環境になることが予想されます。

そこで、先に豊井恋ヶ浜線を整備することで交通量を分散させ、より早期に豊井地区内の交通環境の安全を確保したいと考えています。

質問 3 大谷川は、どのように整備していくのですか。

回答 3 大谷川の護岸整備については、基本的には現況の開渠で整備を行い、河川に道路が横断する部分を暗渠で整備します。

また、河川が曲がっている箇所については、川の流れがスムーズになるように線形を改良します。

※ 開渠・暗渠とは…水路などについて、ふたがされていない状態のものを開渠といいます。一方、ふたなどがかけられ、地中に埋まった状態のものを暗渠といいます。

質問 4 豊井地区内の雨水排水計画とは、どのような計画になりますか。

回答 4 浸水対策として、豊井恋ヶ浜線に雨水幹線を新設したり、東洋鋼板工場内を流れる水路の断面不足を解消するためのバイパス管の新設や、現在運用されている黒磯ポンプ場の排水能力不足を補うための大谷川ポンプ場の新設を行います。



豊井まちづくりだより

<No.11>

発行 令和3年3月
下松市大手町三丁目3番3号
下松市役所 都市整備課
豊井地区市街地整備係
電話 (0833) 45-1860

掲載情報

- 1 豊井地区まちづくり推進協議会開催状況
- 2 豊井土地区画整理事業の廃止について
- 3 周南都市計画道路豊井恋ヶ浜線ほか2路線の街路事業の認可について
- 4 豊井地区のまちづくりに関するQ&A



1 豊井地区まちづくり推進協議会開催状況

令和3年2月3日(水)に第2回豊井地区まちづくり推進協議会を開催しました。第2回協議会では、令和3年1月21日(木)に豊井土地区画整理事業が廃止されたことを報告しました。

また、豊井地区内の雨水排水計画と大谷川の整備のことや、準幹線道路である大谷川通り及び豊井1号通りと都市計画道路豊井恋ヶ浜線の沿道整備街路事業に関連する生活道路について説明しました。



2 豊井土地区画整理事業の廃止について

令和3年1月21日(木)に事業計画廃止と都市計画変更の告示をしたことを持って、同日付で豊井土地区画整理事業が廃止されました。

土地区画整理事業の廃止に伴い、これまで施行地区内にかかっていた土地区画整理法第76条による建築制限がなくなることになりました。

しかし、場所によっては、都市計画法などの制限がかかる場合がありますので、豊井地区内で売買や建築行為などをご検討の際には、豊井地区市街地整備係に一度ご相談いただきますようお願い申し上げます。



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる

3 周南都市計画道路豊井恋ヶ浜線ほか2路線の街路事業の認可について

周南都市計画道路事業豊井恋ヶ浜線ほか2路線（大手線・半上通線）について、令和3年2月16日（火）に事業の認可を取得しましたのでお知らせします。

- | | | |
|--------------------------|--|--|
| (1) 周南都市計画道路 3・4・211 大手線 | | (2) 事業施行期間 令和3年2月16日から令和13年3月31日まで |
| 周南都市計画道路 3・5・219 半上通線 | | (3) 事業地 下松市琴平町一丁目並びに大字東豊井字半上、字大年、字堤田、字中豊井及び字花垣 |
| 周南都市計画道路 3・5・226 豊井恋ヶ浜線 | | |

次の場合は、届出が必要になります

事業地内（右下「概略平面図」の色塗り部分）の土地建物等を有償で施行者（下松市）以外の者に譲り渡す場合は、次に掲げる事項を下松市に届け出なければなりません。

- (1) 譲渡の予定価格の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、この時価を基準として金銭に見積もった額）
- (2) 譲渡の相手方の住所及び氏名

○売買の成立について

上記の届出のあった日から30日以内に下松市が届出をした者に対し、当該土地建物を買取る旨の通知をしたときは、下松市と届出をした者との間に、予定価格の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。

※ 届出をしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した場合は、過料に処せられますのでご注意ください。

【周南都市計画道路の数字表記について】

周南都市計画道路 ○・○・○○○

↑ 区分 ↑ 規模 ↑ 一連番号

<区分> 3：幹線道路

<規模>

- 4：幅員 16m以上 22m未満のもの
- 5：幅員 12m以上 16m未満のもの

<一連番号> 都市計画区域ごとに振られている番号



【概略平面図】

L=距離
W=幅員

